

水産業制度資金利子補給金交付要綱

制定 平成20年10月1日市長決済
改正 平成28年6月14日市長決裁
改正 令和2年(2020年)6月17日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は次条に掲げる水産業制度資金の利子の補給又は利子の助成(以下「利子補給等」という。)に係る利子補給等補助金(以下「利子補給金」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところとする。

(1) 水産業制度資金 次に定める資金をいう。

- ア 平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項第2に規定する平成28年熊本地震被害対策資金
- イ 新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項第2に規定する新型コロナウイルス対策資金

(2) 県漁業制度資金事務取扱要領 次に定める要項をいう。

- ア 平成28年熊本地震被害対策漁業資金融通措置要項
- イ 新型コロナウイルス対策漁業経営安定資金融通措置要項

(利子補給等の補助対象)

第3条 利子補給金は、水産業制度資金を融資する金融機関等(以下「融資機関」という。)に対して、予算の範囲内で交付する。ただし、株式会社日本政策金融公庫直貸の場合にあつては、漁業者に対して、予算の範囲内で交付する。

(利子補給等の額)

第4条 前条の規定により融資機関に交付する利子補給金は、毎年1月1日から12月31日までの期間における融資平均残高(計算期間中の毎日の最高残高(延滞額を除く。))の総和を365日で除して得た額をいう。)に、県漁業制度資金事務取扱要領に基づき承認された本市の利子補給等率をそれぞれ乗じた額の合計とする。

2 前項の利子補給等は、貸付実行日から県漁業制度資金事務取扱要領で規定する期間において実施する。

(利子補給金の申請)

第5条 利子補給金の交付を受けようとする融資機関は、漁業制度資金利子補給金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 融資実績書
- (2) 収支決算書

2 利子補給金の交付を受けようとする漁業者は、漁業制度資金利子補給金交付申請書及び漁業制度資金利子補給金計算書を、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前2項に規定する書類のほか必要な書類の提出を求めることができる。

4 第1項及び第2項の申請書の提出期限は、毎年2月6日とする。ただし、提出期限が、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日を提出期限とする。

(利子補給金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合において、その内容を審査の上、適当と認められたときは、利子補給金の交付決定を行い、融資機関及び漁業者に対し漁業制度資金利子補給金交付決定通知書を送付するものとする。

(利子補給金の請求)

第7条 利子補給金の請求をしようとする融資機関及び漁業者は、利子補給金の交付請求書を市長に提出しなければならない。

(流用の禁止)

第8条 利子補給金の交付を受けた融資機関は、これを他の用途に流用してはならない。

(利子補給金交付の取消し等)

第9条 市長は、利子補給金の交付の決定を受けた融資機関及び漁業者が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、利子補給金の交付を取り消し、若しくは変更し、又はすでに交付した利子補給金の全部若しくは一

部の返還を期限を定めて、命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請により利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 県漁業制度資金事務取扱要領の規定に違反して運用したと認められるとき。

(様式)

第10条 第5条から第7条までに規定する手続に使用する様式は、熊本県漁業制度資金利子補給費補助金交付要項に定める別記様式の例による。この場合において、別記様式中「市町村」とあるのは「熊本市」と、「市町村長」とあるのは「熊本市長」とする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成28年 6月14日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、既に県漁業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。

附 則 (令和2年(2020年) 6月17日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行し、既に県漁業制度資金事務取扱要領に基づき利子補給を承認され、利子補給等の残存期間を有するものも適用とする。